

東京都台東区基本構想策定審議会条例

(設 置)

第 1 条 東京都台東区の基本構想を策定するため、東京都台東区長（以下「区長」という。）の附属機関として、東京都台東区基本構想策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

(組 織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する 30 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 9 人以内
- (2) 区議会議員 5 人以内
- (3) 区民 5 人以内
- (4) 地域団体の代表者 11 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条に規定する答申を行ったときに満了する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職

務を代理する。

(招 集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第 7 条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(小委員会)

第 9 条 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に委員長を置く。

3 小委員会の委員長及び委員は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

4 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶 務)

第 11 条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月台東区条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区長	「はばたきプラン21」推進会議	日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額
----	-----------------	---	--------------

」

を

「

区長	「はばたきプラン21」推進会議	日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額
区長	東京都台東区基本構想策定審議会	日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額

」

に改める。